

第1期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社の新株予約権等に関する事項
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
業務の適正を確保する体制
業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
特定完全子会社に関する事項
親会社等との間の取引に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

株式会社十六フィナンシャルグループ

上記につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.16fg.co.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会発行決議の日	2021年5月13日 十六銀行取締役会		
発行日	2021年10月1日 (注) 1		
区分	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)		
保有者数	2名	2名	2名
新株予約権の数	278個	624個	360個
目的となる株式の種類及び数(注)2	普通株式2,780株	普通株式6,240株	普通株式3,600株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2021年10月1日から 2043年7月23日まで	2021年10月1日から 2044年7月23日まで	2021年10月1日から 2045年7月23日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3		

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
取締役会発行決議の日	2021年5月13日 十六銀行取締役会		
発行日	2021年10月1日 (注) 1		
区分	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)		
保有者数	3名	4名	5名
新株予約権の数	520個	512個	637個
目的となる株式の種類及び数(注)2	普通株式5,200株	普通株式5,120株	普通株式6,370株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2021年10月1日から 2046年7月22日まで	2021年10月1日から 2047年7月21日まで	2021年10月1日から 2048年7月23日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3		

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会発行決議の日	2021年5月13日	十六銀行取締役会	2021年11月12日
発行日	2021年10月1日	(注) 1	2021年12月23日
区分	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)		
保有者数	5名	5名	6名
新株予約権の数	855個	1,011個	1,464個
目的となる株式の種類及び数	普通株式8,550株	普通株式10,110株	普通株式14,640株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2021年10月1日から 2049年7月23日まで	2021年10月1日から 2050年7月22日まで	2021年12月24日から 2051年12月23日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 3		

- (注) 1. 2021年6月18日開催の株式会社十六銀行の定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社十六銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付しております。
2. 目的となる株式の種類及び数には、株式会社十六銀行が2017年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数を記載しております。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 株式会社十六フィナンシャルグループ第1回新株予約権から第3回新株予約権まで
- ① 新株予約権者は、当社の取締役または株式会社十六銀行の取締役の地位のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 株式会社十六フィナンシャルグループ第4回新株予約権から第9回新株予約権まで
- ① 新株予約権者は、当社の取締役もしくは執行役員または株式会社十六銀行の取締役もしくは執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
取締役会発行決議の日	2021年5月13日 十六銀行取締役会	
発行日	2021年10月1日 (注) 1	
区分	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) および十六銀行執行役員 (十六銀行取締役を除く) (注) 2	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) および十六銀行執行役員 (十六銀行取締役を除く) (注) 2
交付者数	2名	4名
新株予約権の数	98個	216個
目的となる株式の種類及び数(注)3	普通株式980株	普通株式2,160株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円
権利行使期間	2021年10月1日から 2047年7月21日まで	2021年10月1日から 2048年7月23日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 4	

	第7回新株予約権	
取締役会発行決議の日	2021年5月13日 十六銀行取締役会	
発行日	2021年10月1日 (注) 1	
区分	執行役員 (取締役を除く)	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) および十六銀行執行役員 (十六銀行取締役を除く) (注) 2
交付者数	1名	5名
新株予約権の数	71個	384個
目的となる株式の種類及び数	普通株式710株	普通株式3,840株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	
権利行使期間	2021年10月1日から 2049年7月23日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 4	

第8回新株予約権		
取締役会発行決議の日	2021年5月13日 十六銀行取締役会	
発行日	2021年10月1日 (注) 1	
区分	執行役員（取締役を除く）	十六銀行取締役（社外取締役を除く） および十六銀行執行役員 （十六銀行取締役を除く） (注) 2
交付者数	2名	5名
新株予約権の数	158個	421個
目的となる株式の種類及び数	普通株式1,580株	普通株4,210株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	
権利行使期間	2021年10月1日から 2050年7月22日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 4	

第9回新株予約権		
取締役会発行決議の日	2021年11月12日	
発行日	2021年12月23日	
区分	執行役員（取締役を除く）	十六銀行取締役（社外取締役を除く） および十六銀行執行役員 （十六銀行取締役を除く） (注) 2
交付者数	3名	11名
新株予約権の数	236個	1,247個
目的となる株式の種類及び数	普通株式2,360株	普通株式12,470株
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	
権利行使期間	2021年12月24日から 2051年12月23日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 4	

- (注) 1. 2021年6月18日開催の株式会社十六銀行の定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社十六銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付しております。
2. 「十六銀行取締役（社外取締役を除く）および十六銀行執行役員（十六銀行取締役を除く）」の欄においては、当社の取締役または執行役員を兼務していない取締役および執行役員に交付した新株予約権について記載しております。
3. 目的となる株式の種類及び数には、株式会社十六銀行が2017年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数を記載しております。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役もしくは執行役員または株式会社十六銀行の取締役もしくは執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たるとする場合は翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

業務の適正を確保する体制

当社は、当社の業務ならびに当社および連結子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しております。

- (1) 当社グループ（当社および連結子会社により構成される企業グループをいう。）の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、「グループ経営理念」のもと、「倫理方針」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、当社グループ全体に周知する。当社の取締役および執行役員は、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。
 - ② 連結子会社の取締役および執行役員は、当社グループ共通の「グループ経営理念」、「倫理方針」および各社の事業内容、規模等に応じて定める各種方針等に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。
また、取締役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理方針」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当社グループにかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。また、内部監査部門がリスク管理態勢の適切性および有効性を検証する体制を構築し、不断にその改善をはかる。
 - ② 当社は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、当社グループ全体のリスク管理の実効性を確保する。また、社長を議長とするグループリスク・コンプライアンス会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にはまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
 - ③ 連結子会社は、リスク管理を所管する会議を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当社に報告する体制とするほか、当社内部監査部門は、連結子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、「グループ経営理念」を基軸として策定された経営計画等に基づき当社グループの経営管理を行う。
 - ② これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
 - ③ 当社において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成するグループ経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じた適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。
 - ④ 当社は、連結子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当社経営陣と連結子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。

- ⑤ 当社は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、連結子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。
- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理方針」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、社長を議長とするグループリスク・コンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
- ② 連結子会社は、コンプライアンス会議を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当社に報告する体制とするほか、当社内部監査部門は、連結子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- ③ 当社グループは、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの適正な業務運営を確保するため、「グループ経営管理規程」を制定し、当社グループの健全で適切な経営管理態勢を整備する。
- ② 当社役職員を連結子会社の役員に就任させるなど連結子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- ③ 当社は、当社グループの経営の健全性を維持するため、「グループ内取引管理規程」等の規程を定め、当社グループ内取引等に関する管理態勢を整備する。
- ④ 内部通報制度を当社グループ全体での制度とし、連結子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- ⑤ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。
- ⑥ 当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施するほか、当社グループ各社の内部監査の実施または当社グループ各社の内部監査部門と連携することにより、当社グループの内部監査結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。
- (7) 連結子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、役職員を連結子会社の役員に就任させるなどにより、連結子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- ② 当社は、「グループ経営管理規程」に基づき、連結子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。
- ③ 当社は、連結子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに取締役会等に報告するとともに、所要の対応を行う。
- (8) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査等委員会の意見を聴取して決定する。
- (9) 上記使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査等委員会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従う。
- (10) 当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に対する体制
- ① 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。
- ② 当社グループの役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査等委員会へ報告する。

- (11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、前項の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。
- (12) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。
- (13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員は、グループ経営会議をはじめ当社の重要な会議に出席することができるほか、監査等委員会が内部監査部門等と連携することにより、当社グループの業務の執行状況を把握する。
 - ② 監査等委員会は、内部監査部門に対して、必要かつ具体的な指示を行うなど、内部監査部門に対する指揮命令権を確保する。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備およびその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス態勢およびリスク管理体制

当社は、当社グループのコンプライアンスが適切に実践されていることを確認するとともに、コンプライアンス態勢について審議および指示等を行うため、また、当社グループの統合的リスク管理およびポートフォリオ管理の観点から、必要となる対応を検討するとともに、統合的リスク管理の状況を把握し、分析、評価および改善活動に関する審議を行うため、グループリスク・コンプライアンス会議およびグループリスク・コンプライアンス委員会を定期的もしくは随時開催し、グループリスク・コンプライアンス会議の審議内容について取締役会に報告しております。

また、連結子会社は、適宜コンプライアンス会議およびリスク管理会議を開催し、自社の取締役会に報告するほか、不祥事案、リスク管理上問題がある事案等を適時適切に当社に報告しております。

(2) 取締役の職務執行の適正性および効率性の確保

当社は、取締役会を原則として毎月1回以上開催し、法令で定められた事項および当社グループの経営管理に関する重要事項や方針等について協議決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役会の委任に基づくグループ経営会議を必要に応じ随時開催し、取締役会で決定した重要事項や方針等に基づき、当社グループの経営管理における業務執行に関する事項を協議決定しております。

これにより、取締役会による実効性の高い監督機能ならびに経営陣による迅速な意思決定を実現しております。

(3) グループにおける業務の適正性の確保

当社は、連結子会社に役員を派遣し、取締役会への出席等を通じて連結子会社の業務および取締役の職務執行状況を監督するほか、当社経営陣と連結子会社代表者との会議を定期的に開催し、連結子会社から予算の進捗状況および活動状況の報告を受けるとともに、経営計画および予算の達成に向けて協議をしております。

また、連結子会社は、当社へ協議または報告すべき事項を定めた「グループ経営管理規程」に基づき、当社へ適時適切に協議または報告しているほか、当社の内部監査部門は、連結子会社の内部監査部門と連携し、監査等委員会において、当社グループの内部監査結果等を報告しております。

(4) 監査等委員会監査の実効性の確保

当社は、代表取締役と監査等委員との定例会合を開催し、経営上の諸問題や監査等委員会監査の環境整備の状況等について意見交換を実施しております。

また、監査等委員は、グループ経営会議等の重要な会議への出席、業務決裁文書等の閲覧により業務執行が適切に行われていることを確認するとともに、内部監査部門その他内部統制部門との連携により、監査等委員会監査の実効性確保に努めております。

特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社十六銀行	岐阜市神田町八丁目26番地	288,903百万円	304,097百万円

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

第1期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,839	53,395	224,570	△1,537	313,268
当期変動額					
株式移転等による変動	△839	434	—	404	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	7,971	—	—	7,971
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	6	—	—	6
剰余金の配当	—	—	△3,924	—	△3,924
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	17,191	—	17,191
自己株式の取得	—	—	—	△1,115	△1,115
自己株式の処分	—	△1	—	27	26
土地再評価差額金の取崩	—	—	297	—	297
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△839	8,411	13,564	△683	20,453
当期末残高	36,000	61,807	238,135	△2,221	333,721

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	59,290	258	12,766	3,993	76,308	169	13,263	403,009
当期変動額								
株式移転等による変動	—	—	—	—	—	—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	7,971
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	6
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,924
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	17,191
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△1,115
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	26
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	297
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,102	△258	△297	△652	△11,310	10	△9,557	△20,858
当期変動額合計	△10,102	△258	△297	△652	△11,310	10	△9,557	△405
当期末残高	49,188	—	12,468	3,341	64,998	179	3,705	402,604

第1期 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

当社は、2021年10月1日に株式会社十六銀行の単独株式移転により設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社十六銀行の連結経営成績を引き継いで作成しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社

株式会社十六銀行
株式会社十六総合研究所
十六TT証券株式会社
株式会社十六カード
十六リース株式会社
十六電算デジタルサービス株式会社
NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社
十六ビジネスサービス株式会社
十六信用保証株式会社
(連結の範囲の変更)

NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社を新規設立により、当連結会計年度から株式会社十六銀行(以下「十六銀行」という。)の連結範囲に含めております。当社設立に伴い、十六銀行が完全子会社となったことから、十六銀行及びその連結される子会社及び子法人等について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。この結果、変更後の連結される子会社及び子法人等の数は9社となりました。

なお、十六コンピュータサービス株式会社は、2022年3月1日付で十六電算デジタルサービス株式会社へ商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 10社

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 0社 |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | 0社 |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 10社 |

主要な会社名

十六フロンティア第3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 〇社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は全て3月末であり、連結決算日と一致しております。
4. のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。
5. 会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記①のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 4年～20年 |
- ② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当社並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
〔銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針〕（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号2020年10月8日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権（以下「要管理先等債権」という。）については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、住宅ローンと住宅ローン以外の債権のグループ別に要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権（以下「キャッシュ・フロー見積法適用債権」という。）については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (8) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (9) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む子会社の金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
銀行業を営む子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
なお、上記を除く連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) 収益の計上方法
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 25,809百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結注記表「5. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

① 債務者区分の決定、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローの見積りに利用している債務者及び経営改善計画を策定している債務者の業績予測においては、入手可能な情報に基づく仮定をしております。

特に経営改善計画については、将来の売上予測や費用削減の見込み、今後の資金繰りの見通しなどの将来の業績予測に基づき作成されており、その合理性・実現可能性に関しては、債務者が属する業界動向や個々の経営改善施策に基づき判断しております。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、現状の感染状況を踏まえて、影響が翌連結会計年度内は継続するものとして想定しております。債務者によってその程度は異なるものの、当該想定範囲で連結される子会社及び子法人等の貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて、債務者区分の決定、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローの見積りを行っております。当該仮定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は当連結会計年度も継続するという十六銀行の前連結会計年度末の想定から変更しております。

③ キャッシュ・フロー見積法適用債権を除き、正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他の要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先等債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

- (3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む外部環境や債務者の内部環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りの変動や実際の貸倒損失の発生が当初の予想と異なることにより引当額が増減し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上方法の変更)

銀行業を営む子会社において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、当連結会計年度より要管理先以外の要注意先債権のうち、要管理先相当の支援を必要とする債務者に対する債権については信用リスクが高まっていると判断し、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

この見積りの変更により、当連結会計年度末の貸倒引当金は1,036百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 839百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計62,737百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,287百万円
危険債権額	56,831百万円
要管理債権額	2,262百万円
三月以上延滞債権額	19百万円
貸出条件緩和債権額	2,243百万円
小計額	71,381百万円
正常債権額	4,613,944百万円
合計額	4,685,326百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,363百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	884,604百万円
貸出金	1,187,313百万円
その他資産	94百万円

担保資産に対応する債務

預金	105,140百万円
売現先勘定	133,747百万円
債券貸借取引受入担保金	87,537百万円
借入金	1,384,229百万円

上記のほか、その他資産には、先物取引差入証拠金2,215百万円、金融商品等差入担保金3,489百万円、保証金1,883百万円及び中央清算機関差入証拠金36,344百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,307,875百万円(総口座取引に係る融資未実行残高535,277百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,277,145百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、銀行業を営む子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,043百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 62,558百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 982百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は62,846百万円であります。

11. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額
 12. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務総額

1百万円
 211百万円

(連結損益計算書関係)

「その他の経常収益」には、株式等売却益7,013百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	37,924	—	—	37,924	
合計	37,924	—	—	37,924	
自己株式					
普通株式	551	462	10	1,002	(注) 1、2
合計	551	462	10	1,002	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加462千株は、自己株式取得のための市場買付による460千株、および単元未満株式の買取りによる2千株であります。

2. 自己株式の株式数の減少10千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高(百万円)	摘要
			当連結 会計年度期首	当連結 会計年度増加	当連結 会計年度減少	当連結 会計年度末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		179		
	合計			—		179		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

当社は、2021年10月1日に単独株式移転により設立された持株会社であるため、配当金の支払額は以下の十六銀行の定時株主総会または取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	十六銀行 普通株式	2,055百万円	55.00円	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月12日 取締役会	十六銀行 普通株式	1,869百万円	50.00円	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		3,924百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	2,584百万円	利益剰余金	70.00円	2022年3月31日	2022年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。中核業務である銀行業務については、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、金融等デリバティブ取引業務等を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

中核となる銀行業務においては、預金の受け入れによる調達に加え、借入金等による資金調達を行い、事業性融資及び住宅ローンを中心とした貸出金による運用、債券を中心とした有価証券投資運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、一般事業先、個人および地方公共団体などに対するものでありますが、貸出先の財務状況の悪化等により貸出金の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスク（信用リスク）および金利の変動により損失を被るリスク（金利リスク）を有しております。有価証券については、国内債券、外国証券、株式、投資信託、投資事業組合などを、主にその他目的（純投資目的および政策投資目的）で保有しているほか、国内債券の一部を満期保有目的で保有しております。これらは、それぞれ金利リスク、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等を有しております。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクであります。

預金および借入金等は、金利リスクおよび流動性リスクにおける資金繰りリスクを有しております。資金繰りリスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクであります。

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引・キャップ取引・フロア取引・金利先物取引、通貨関連では、先物為替予約・直物為替先渡取引（NDF）・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・株価指数先物取引・株価指数先物オプション取引・個別証券オプション取引であります。

お取引先のニーズにお応えするほか、当社グループの資産・負債の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクが過大とならないようリスク量をコントロールするためデリバティブ取引を利用することがあります。また、トレーディング取引においては収益獲得を目的とするほか、取引ノウハウの蓄積、相場動向の把握等を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

当社グループの利用しているデリバティブ取引は、金利・為替・市場価格の変動リスクおよび信用リスク等を有しております。当社グループではお取引先のニーズにお応えして取り扱うデリバティブ取引に対しては効果的なカバー取引を行い、またトレーディング取引は予めリスク限度額を定めて取り扱うこととして、過大な市場リスクを回避しております。また、先物取引など上場されている取引については、信用リスクはほとんどなく、金利スワップなど店頭取引についても取引の相手方が信用度の高い金融機関・事業法人であることから、信用リスクは低いものと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスクの管理

当社グループでは、経営の健全性を確保することを目的に「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。

様々なリスクを統計的手法による計量化などにより総合的に捉え、経営体力の範囲に収まるようコントロールしております。統合的リスクの状況はグループリスク統括部が管理し、グループリスク・コンプライアンス会議およびグループリスク・コンプライアンス委員会に原則として四半期毎、取締役会に原則として半期毎に報告され、リスクコントロールなどの必要な施策を機動的に実施する体制としております。

② 信用リスクの管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクをいいます。

信用リスク管理の前提として、信用リスクの程度を客観的に統一的な尺度で評価する「信用格付制度」を定め、グループ会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、必要に応じて対応策をグループ会社と協議しております。

③ 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産および負債の価値が変動し損失を被るリスクならびに資産および負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

統合的リスク管理のもと、銀行業を営む子会社は、半期毎に業務別（預金・貸出金、政策投資株式、政策投資株式以外の有価証券等）にリスク資本を配賦するとともに、ポジション運用枠（投資額又は保有額の上限）および損失限度額、協議ポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を設定し、担当部署が、これらのリスクリミットの範囲内で機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

④ 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクおよび市場流動性リスクのことです。資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクをいいます。資金繰りおよび流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3）参照。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（その他有価証券）	318,463	945,112	28	1,263,604
株式	129,723	2,644	—	132,368
国債	186,433	18,305	—	204,738
地方債	—	549,054	—	549,054
社債	—	210,442	28	210,471
その他（*1）	2,305	164,666	—	166,972
資産計	318,463	945,112	28	1,263,604
デリバティブ取引（*2）	—	(3,664)	(14)	(3,678)
金利関連取引	—	349	—	349
通貨関連取引	—	(4,013)	—	(4,013)
クレジット・デリバティブ取引	—	—	(14)	(14)

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」〔企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日〕第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は110,535百万円であります。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
現金預け金、譲渡性預金、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿
価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	時価				連結貸借 対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券 (満期保有目的の債券) 社債 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	—	—	62,860	62,860	62,794 4,521,824 △24,429	65
	—	—	4,510,645	4,510,645	4,497,395	13,250
資産計	—	—	4,573,506	4,573,506	4,560,189	13,316
預金	—	6,225,324	—	6,225,324	6,225,291	33
借入金	—	1,405,772	—	1,405,772	1,405,797	△24
負債計	—	7,631,097	—	7,631,097	7,631,088	8

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはTIBOR、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券（その他有価証券）				
社債	割引現在価値法 （*1）	倒産確率 倒産時の損失率	4.7%－33.6% 20.0%－100%	24.5% 66.7%

(*1) 一部の社債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、社債価額から当該貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替 (* 2)	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (* 1)
		損益に計上 (* 1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券 (その他有価証券)	4,183	△11	0	△4,165	21	—	28	—
社債	181	△11	2	△165	21	—	28	—
その他	4,001	—	△1	△4,000	—	—	—	—
デリバティブ取引	—	△15	—	—	—	—	△15	△14
クレジット・ デリバティブ 取引 (* 3)	—	△15	—	—	—	—	△15	△14

(* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(* 2) 当該有価証券は自行保証付私募債であり、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため、満期保有目的の債券からその他有価証券に保有区分を変更したものであります。

(* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内容等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (*1) (*2)	6,113
組合出資金 (*3)	16,174

(*1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を 超 え る も の	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	44,074	44,355	280
	そ の 他	—	—	—
	小 計	44,074	44,355	280
時価が連結貸借対照表計上額 を 超 え な い も の	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	18,720	18,504	△215
	そ の 他	—	—	—
	小 計	18,720	18,504	△215
合 計		62,794	62,860	65

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	125,892	37,754	88,137
	債 券	141,980	140,747	1,232
	国 債	18,305	18,074	230
	地 方 債	75,476	75,269	207
	社 債	48,198	47,404	794
	そ の 他	70,367	68,914	1,453
	小 計	338,240	247,417	90,822
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	6,475	7,940	△1,464
	債 券	822,284	830,799	△8,515
	国 債	186,433	190,334	△3,900
	地 方 債	473,577	476,853	△3,276
	社 債	162,273	163,611	△1,338
	そ の 他	207,139	218,184	△11,044
	小 計	1,035,899	1,056,924	△21,024
合 計	1,374,139	1,304,341	69,798	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	33,304	6,643	196
債 券	103,066	255	180
国 債	43,318	195	151
地 方 債	16,136	33	29
社 債	43,611	26	—
そ の 他	339,947	1,844	12,120
合 計	476,318	8,743	12,498

5. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券21百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、32百万円（うち株式16百万円、社債16百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、連結決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については30%以上、正常先が発行する有価証券については50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	5,611	5,600	11	11	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他の事業	合計
	銀行業	リース業	計		
資金運用収益	54,587	194	54,782	2,971	57,753
役務取引等収益	18,589	—	18,589	5,927	24,517
うち預金・貸出業務	3,288	—	3,288	—	3,288
うち為替業務	4,053	—	4,053	—	4,053
うち証券関連業務	2,835	—	2,835	1,856	4,692
うち保証業務	1,993	—	1,993	117	2,111
うちクレジットカード業務	—	—	—	2,471	2,471
その他業務収益	4,425	26,360	30,785	1,934	32,719
その他経常収益	9,086	1,615	10,702	437	11,139
経常収益	86,689	28,170	114,860	11,270	126,130

(注) 1. 上表は、企業集団における報告セグメント別に記載しており、「銀行業」には十六銀行、十六ビジネスサービス株式会社および十六信用保証株式会社が含まれております。また、「リース業」には、十六リース株式会社、「その他の事業」には当社、株式会社十六総合研究所、十六TT証券株式会社、株式会社十六カード、十六電算デジタルサービス株式会社およびNOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社が含まれております。

2. 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。

3. 上表の「合計」額と連結損益計算書計上額との差額は、主にセグメント間取引消去であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	10,799円17銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	460円45銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	459円61銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 36百万円
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第1回新株予約権 (注) 1	株式会社十六フィナンシャルグループ 第2回新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び 人数 (注) 2	十六銀行取締役 11名	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 11名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 3	当社普通株式 2,780株	当社普通株式 6,240株
付与日 (注) 4	2013年7月23日	2014年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年10月1日から 2043年7月23日まで	2021年10月1日から 2044年7月23日まで

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第3回新株予約権 (注) 1	株式会社十六フィナンシャルグループ 第4回新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び 人数 (注) 2	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 10名	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 7名 十六銀行執行役員 (取締役を除く) 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 3	当社普通株式 3,600株	当社普通株式 5,200株
付与日 (注) 4	2015年7月23日	2016年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年10月1日から 2045年7月23日まで	2021年10月1日から 2046年7月22日まで

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第5回新株予約権 (注) 1	株式会社十六フィナンシャルグループ 第6回新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び 人数 (注) 2	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 7名 十六銀行執行役員 (取締役を除く) 8名	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 7名 十六銀行執行役員 (取締役を除く) 9名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 3	当社普通株式 6,100株	当社普通株式 8,530株
付与日 (注) 4	2017年7月21日	2018年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年10月1日から 2047年7月21日まで	2021年10月1日から 2048年7月23日まで

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第7回新株予約権 (注) 1	株式会社十六フィナンシャルグループ 第8回新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び 人数 (注) 2	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 7名 十六銀行執行役員 (取締役を除く) 9名	十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 6名 十六銀行執行役員 (取締役を除く) 9名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 3	当社普通株式 13,100株	当社普通株式 15,900株
付与日 (注) 4	2019年7月23日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年10月1日から 2049年7月23日まで	2021年10月1日から 2050年7月22日まで

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第9回新株予約権
付与対象者の区分及び 人数(注) 5	当社取締役(社外取締役及び監査等 委員である取締役を除く) 6名 当社執行役員 (当社取締役を除く) 3名 十六銀行取締役 (社外取締役を除く) 6名 十六銀行執行役員 (十六銀行取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 3	当社普通株式 29,470株
付与日	2021年12月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年12月24日から 2051年12月23日まで

- (注) 1. 当社が十六銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、十六銀行が発行していた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。
2. 十六銀行における当初付与日の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 株式数に換算して記載しております。
4. 付与日は十六銀行における当初の付与日であります。
5. 付与対象者の人数の合計は27名となりますが、当社の取締役または執行役員と十六銀行の取締役または執行役員とを兼務する者も含んでいることから、実人数は20名となります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第6回新株予約権
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	2,780	6,240	3,600	5,200	6,100	8,530
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	2,780	6,240	3,600	5,200	6,100	8,530
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	2,780	6,240	3,600	5,200	6,100	8,530
権利行使	—	—	—	—	—	540
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	2,780	6,240	3,600	5,200	6,100	7,990

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第9回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	13,100	15,900	29,470
失効	—	—	—
権利確定	13,100	15,900	16,840
未確定残	—	—	12,630
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	13,100	15,900	16,840
権利行使	710	790	—
失効	—	—	—
未行使残	12,390	15,110	16,840

② 単価情報

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	2,112
付与日における 公正な評価単価 (円)	3,650	3,200	4,640	2,390	3,170	2,587

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	2,112	2,112	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,068	1,670	1,748

(注) 第1回から第8回については、十六銀行が当初付与した日における公正な評価単価を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第6回新株予約権
株価変動性 (注) 1	30.795%	30.872%	30.851%	29.674%	31.781%	32.072%
予想残存期間 (注) 3	5.9年	9.2年	8.7年	5.6年	5.1年	4.3年
予想配当 (注) 5	70円	70円	70円	70円	70円	70円
無リスク利率 (注) 7	0.322%	0.484%	0.328%	△0.337%	△0.052%	△0.116%

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社十六フィナンシャルグループ 第8回新株予約権
株価変動性 (注) 1	32.063%	31.476%
予想残存期間 (注) 3	4.2年	3.6年
予想配当 (注) 5	70円	70円
無リスク利率 (注) 7	△0.229%	△0.153%

	株式会社十六フィナンシャルグループ 第9回新株予約権
株価変動性 (注) 2	34.594%
予想残存期間 (注) 4	4.3年
予想配当 (注) 6	100円
無リスク利子率 (注) 8	△0.096%

- (注) 1. 以下の期間の十六銀行の株価実績に基づいて算定しております。
- | | | | |
|----------|-------------|---|------------|
| 第1回新株予約権 | 2007年8月30日 | ～ | 2013年7月23日 |
| 第2回新株予約権 | 2005年5月11日 | ～ | 2014年7月23日 |
| 第3回新株予約権 | 2006年11月10日 | ～ | 2015年7月23日 |
| 第4回新株予約権 | 2010年12月16日 | ～ | 2016年7月22日 |
| 第5回新株予約権 | 2012年6月15日 | ～ | 2017年7月21日 |
| 第6回新株予約権 | 2014年4月5日 | ～ | 2018年7月23日 |
| 第7回新株予約権 | 2015年5月11日 | ～ | 2019年7月23日 |
| 第8回新株予約権 | 2016年12月16日 | ～ | 2020年7月22日 |
2. 2019年12月24日から2021年9月30日の十六銀行の株価実績ならびに2021年10月1日から2021年12月23日の当社株価実績に基づき算出しております。
3. 過去に退任した十六銀行の取締役等の平均在任期間等を用いて予想残存期間を見積っております。
4. 当社及び十六銀行の取締役等の予想平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積っております。
5. 十六銀行における新株予約権付与時点の直近の配当実績によります。なお、十六銀行が2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しており、株式併合後の株式数に換算して記載しております。
6. 2022年3月期(2021年10月1日から2022年3月31日までの6ヶ月間)の1株当たりの予想配当額50円(記念配当除く。)を年換算した100円(=50円×12ヶ月/6ヶ月)を予想配当としております。
7. 十六銀行における新株予約権付与時点の予想残存期間に対応する国債の利回りであります。
8. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。
4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方式を採用しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 単独株式移転による持株会社の設立

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 (株式移転完全子会社)	事業の内容
株式会社十六銀行	銀行業

② 企業結合日

2021年10月1日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

- ④ 結合後企業の名称
株式移転設立完全親会社 株式会社十六フィナンシャルグループ
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
当社は、新規事業への参入などによる事業領域の拡大、役職員の意識改革・行動改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、監査・監督機能の強化及び業務執行スピードの向上を目的に設立されました。
当社は、当社の完全子会社である十六銀行が保有する子会社・子法人等株式のうち、次の連結される子会社及び子法人等の株式の全てを、十六銀行からの株式譲渡によって2021年10月1日付で取得し、当該2社を当社の直接出資会社としております。

株式会社十六総合研究所	十六コンピュータサービス株式会社
-------------	------------------

また、当社は、十六銀行が保有する子会社・子法人等株式のうち、次の連結される子会社及び子法人等の株式の全て及び十六銀行が保有する当社株式の全てを、十六銀行から現物配当を受ける方法を用いて2021年10月1日付で取得し、当該4社を当社の直接出資会社としております。

十六TT証券株式会社	株式会社十六カード
十六リース株式会社	NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社

なお、十六銀行が保有する当社株式は、本株式移転の効力発生時において十六銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付され、法令の定めに従い速やかに処分しております。

- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 子会社による自己株式の取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社十六カード	クレジットカード業
十六信用保証株式会社	信用保証業

- ② 企業結合日
2021年10月1日
- ③ 企業結合の法的形式
非支配株主からの自己株式の取得
- ④ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
経営環境の変化に応じた機動的な資本施策の遂行並びにグループのガバナンス強化及び収益力の向上を目的に、株式会社十六カード及び十六信用保証株式会社は非支配株主が保有する自己株式を取得したものであります。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、非支配株主との取引として処理しております。

- (3) 子会社による自己株式の取得に関する事項
 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	1,548百万円
取得原価		1,548百万円
- (4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- ① 資本剰余金の主な変動要因
子会社による自己株式取得
 - ② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
4,004百万円

3. 子会社による自己株式の取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
十六リース株式会社	リース業

② 企業結合日

2021年12月20日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの自己株式の取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

経営環境の変化に応じた機動的な資本施策の遂行並びにグループのガバナンス強化及び収益力の向上を目的に、十六リース株式会社は非支配株主が保有する自己株式を取得したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社による自己株式の取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	1,378百万円
取得原価		1,378百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社による自己株式取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額 3,966百万円

4. 子会社株式の一部売却

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、当社の子会社である十六コンピュータサービス株式会社（2022年3月1日付で十六電算デジタルサービス株式会社に商号変更）の株式を株式会社電算システムホールディングスに一部売却することを決議し、2022年3月1日に一部売却いたしました。

(1) 取引の概要

① 子会社の名称及びその事業の内容

子会社の名称	事業の内容
十六コンピュータサービス株式会社	コンピュータ関連業務

- ② 株式譲渡日
2022年3月1日
 - ③ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の一部売却
 - ④ 取引の目的を含む取引の概要
当社グループの営業地域における基盤・ネットワークと株式会社電算システムホールディングスのソリューション提案力を融合し、地域企業や行政のデジタル化およびDX推進、当社グループのDX力高度化に貢献していくことを目的としております。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。
- (3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- ① 資本剰余金の主な変動要因
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の一部売却
 - ② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
6百万円

(重要な後発事象)

子会社の設立

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、子会社「カンダまちおこし株式会社」の設立を決議し、2022年4月1日付で設立いたしました。

1. 設立の目的

当社は、経営計画の一つの柱として「地域コミット戦略」を掲げており、地域の魅力向上及び課題解決のサポートを重点施策として取り組んでまいりました。

当社グループ内に、地域活性化のための中心的役割を發揮する子会社を他業銀行業高度化等会社(*)として設立し、事業領域を拡大するとともに、地域のトータルデザインや活性化に向けたコンサルティングを一層推進し、地域の持続的な成長に向けた責務の遂行及び地域創生に貢献してまいります。

(*) 他業銀行業高度化等会社：銀行法第52条の23第1項第14号に規定された銀行持株会社の子会社

2. 子会社の概要

(1) 名称	カンダまちおこし株式会社
(2) 所在地	岐阜市神田町六丁目11番地1 協和第2ビル
(3) 事業内容	地域活性化に関するコンサルティング業務
(4) 設立年月日	2022年4月1日
(5) 資本金	80百万円
(6) 株主及び出資比率	株式会社十六フィナンシャルグループ 99% ミュージックセキュリティーズ株式会社 1%

第1期（2021年10月1日から 2022年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	—	—	—	—	—	—
当期変動額						
株式移転による増加	36,000	9,000	257,266	266,266	—	—
当期純利益	—	—	—	—	2,785	2,785
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	36,000	9,000	257,266	266,266	2,785	2,785
当期末残高	36,000	9,000	257,266	266,266	2,785	2,785

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
株式移転による増加	—	302,266	—	302,266
当期純利益	—	2,785	—	2,785
自己株式の取得	△2,225	△2,225	—	△2,225
自己株式の処分	4	4	—	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	179	179
当期変動額合計	△2,221	302,830	179	303,009
当期末残高	△2,221	302,830	179	303,009

第1期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
創立費は、支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

追加情報

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 預金 | 108百万円 |
| 未収収益 | 0百万円 |
| 未収入金 | 2百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債務 | |
| 短期借入金 | 900百万円 |
| 未払費用 | 1百万円 |
| 3. 取締役（監査等委員を含む。）に対する金銭債務総額 | 53百万円 |

(損益計算書関係)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引

営業取引による取引高	
営業収益	3,674百万円
営業費用	245百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	0百万円
営業外費用	9百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	1,004	2	1,002	(注) 1、2
合計	—	1,004	2	1,002	

(注) 1. 自己株式の株式数の増加1,004千株は、2021年10月1日付で株式移転完全子会社である株式会社十六銀行（以下「十六銀行」という。）が保有する当社株式の全てを十六銀行から現物配当を受ける方法を用いて取得したことによる543千株、自己株式取得のための市場買付による460千株および単元未満株式の買取りによる1千株であります。

なお、十六銀行が保有する当社株式は、株式移転の効力発生時である2021年10月1日において十六銀行が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されたものであります。

2. 自己株式の株式数の減少2千株は、ストック・オプションの権利行使による譲渡であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
子会社株式	4,542百万円
賞与引当金	10百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	4,564百万円
評価性引当額	△4,544百万円
繰延税金資産合計	19百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	19百万円

(関連当事者との取引)
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社十六銀行	岐阜市	36,839	銀行業	所有直接100.00%	経営管理等・役員兼任	資金の借入	5,900	短期借入金	900
							借入金利息の支払 (注) 1	9	—	—
							経営指導料の受取 (注) 2	743	—	—
							出向者負担金の支払 (注) 3	241	—	—
							現物配当 (注) 4	12,568	—	—

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借入金利息は、市場金利動向等を勘案して決定しております。

2. 経営指導料は、経営管理の負担度合等を勘案して決定しております。

3. 出向者負担金は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

4. グループ内組織再編により、子会社株式等を現物配当として受け取ったものであり、取引金額については、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づいて算定しています。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,202円04銭
1株当たりの当期純利益金額	74円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	74円54銭

(企業結合等関係)

連結計算書類の連結注記表(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

連結計算書類の連結注記表(重要な後発事象)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。